

平成 28 年 4 月 30 日

意 見 書

情報公開・個人情報保護審査会御中

審査請求人 比 留 間 哲 生

横浜市栄区庄戸三丁目 25 番 7 号

諮問番号：平成 28 年（行情）諮問第 285 号

事 件 名：特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録等の一部開示決定に関する件。

上記諮問事件に関して国土交通省から提出された理由説明書に対する意見と反論を下記の通り申し述べます。

記

本件は、平成 27 年 12 月 17 日付の行政文書開示で社会資本整備審議会第 28 回及び第 29 回の公共用地分科会の議事録が開示されたがその議事録で各委員の発言をすべて不開示としたのは不当且つ違法である。発言者を特定せずその意見の内容は法に従ってすべて開示すべきである旨の請求を行ったものに対する情個審第 39 号平成 28 年 4 月 12 日付理由説明書等の通知を受領したものである。

なお、受領した理由説明書の文中 4 ページ（2）法第 6 条第 6 号柱書の条文は存在しないことを申し添える。

以下、意見及び反論を述べる。

理由説明書の **2. 異議申立人の主張について**の中で社会資本整備委員の発言者の氏名が不開示となっているが、本来国民の代表として委員に任命され本事業に関する審議がなされたわけであり、事業内容から察するに公共性が極めて大であり、当然住民への配慮ある意見もあったと想像される。住民としては委員の直接の発言内容を知る権利があり、昭和 58 年 6 月 22 日最高裁判所大法廷判決（民集 第 37 卷 5 号 793 頁）の趣旨に反すると言わざるを得ない。何故なら委員の意見内容如何では今後住民の財産権、居住権等に係る問題点に関し考慮すべき内容があったことも思料される。しかしながら 2 回の審議会の審議内容については全般的な議事要旨のみの開示となり、住民は財産権、居住権等への判断すべき材料は持ち得ないことになる。

請求人は審議会の特定個人が何を言ったかが後に支障を来す恐れがあることに配慮して敢えてA氏、B氏・・・でも差支えないので委員の発言を開示して欲しい旨請求したが、これについて拒否される結果となった。

また不開示の理由としては、理由説明書**4. 土地収用法に基づく事業の認定に係る事務について**、土地収用法第20条（事業認定の要件）3号事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであることと謳っており、事業認定地域は宅地造成等規制法第3条（宅地造成工事規制区域）で、事業認定地域の造成地（谷埋め盛土）の安全な暮らし、住みよいまちづくりについて公共用地分科会がどのような判断を示したのか知りたいところであるが、事業認定庁の事業要旨からではこれを知ることは出来ないのである。

理由説明書**5. 原処分に対する諮問庁の考え方について**では、（1）本件対象文書についての中で前段部分に『過去、新東京国際空港（成田空港）建設事業に関連して、千葉県収用委員会会長の襲撃や公共用地審議会（公共用地分科会の前身）会長代理宅の爆破といった事件が発生し、・・・』等の文書にはいささか驚いた次第である。確かに民主国家において審議委員の生命等の安全は保障されなければならないのは当然といえる。しかし行政は一般的な住民の情報公開行為にも過去の特殊な事例をもって同列に対応する姿勢には甚だ侵害と言わざるを得ないところである。

次に存在しない（2）法第6条第6号（法第5条第6号）柱書の該当性について意見・反論を述べる。

宅地造成等規制法第3条（宅地造成工事規制区域）に基づく地震・防災に対する宅地の安全性は十分なのか疑問であり、住民としては生存権等の観点から公共用地分科会における委員等のありのままの意見で確認する必要があると考えるからである。

不開示の理由として『個々の事業についての審議を行う公共用地分科会における委員等による意見の表明及び交換並びに判断等（以下「意見の表明等」という。）は、種々の利害の錯そうする本件のような状況において、機微にわたるものである。』とあるが、当該住民にとっても機微であるが故に委員の意見表明は重要であり、如何なる意見表明がなされたかを知ることによって住民の将来へ向けた生活設計がなされるべきところであり、これを不開示にされることで住民は不利益を蒙ることとなるのは必然といえる。

また、文中に『公共用地分科会は、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年6月28日参議院国土交通委員会）において「議事要旨の公開に努めること」とされていることに鑑み、社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）第8条第3項において準用する同規則第7条第1項ただし書の規定に基づき、「分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ

があるため、非公開とし、会議終了後発言者が特定されない議事要旨を公開する」こととし、本件対象文書は非公開のうえ、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している』とあるが、先にも記述したとおり住民の訴えを特殊事例の法制化に基づき関連法等で網をかけ不開示にすることは妥当であるとは考えにくい。

そして『分科会の会議及び議事録については、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、・・・』とあるが、何を以って中立性が損なわれるのか明確であるとはいえない。むしろ議事録の非公開こそが中立性を損なっているのであり、議事要旨の公開だけでは住民にとって公平な情報とはいえず、財産権や生存権等の保証も担保も何ら無いといえる。

また『本件対象文書は非公開のうえ、会議終了後に事業認定庁（国土交通省）のホームページで議事要旨を公開している』と記述しているが、そもそも審議会は2回で終了しており、その結論も出ているのであるからすべてを公表することに何の差し障りがあるのか皆目理解に苦しむところである。請求人は少なくとも審議会進行中に開示を請求している訳ではないことから委員の率直な意見の交換又は意思決定等に支障を来たすはずもないのである。

次に『本件事業に関心を有する者が、議論の過程における個々の意見等を捉え、表面的な誤りや矛盾等を指摘し、さらには公平性や客観性についていわれなき非難等をするおそれがある。このような事態は、公共用地分科会における委員等の自由かつ率直な意見の表明等を萎縮させ、公共用地分科会において十分な審議を行うことが困難となる。』との中で、本件審議会での議論の過程で個々の意見を捉えて云々とあるが、そもそも会議そのものを非公開にしているのであるから議論の過程でそのような事象等起こりえないことである。何度も言うがすべてが終了し結論まで出ているものに委員等の自由かつ率直な意見の表明等を萎縮させる等の障害など一切ないと考えるところである。

最後に、文末で『したがって、当該部分は、具体的に法第5条第6号の該当性について検討をした結果、同号柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものに該当するため、不開示とすることが妥当であると考え。』の文中、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとあるが、これこそ正に諮問庁が本事業ありきでの事業認定手続きを進めてきたことを自ら表明しているもので審議会及び起業者等への公平性のみが最優先されていることに他ならないと考える。

結論として、審査請求人は、再度「特定日の社会資本整備審議会公共用地分科会の議事録等の一部開示」を請求するものである。

以上